倉敷市スポーツ少年団軟式野球競技運営協議会

申し合わせ事項

平成21年9月20日施行

平成23年7月10日改訂

平成25年1月13日改訂

本申し合わせ事項は、倉敷市スポーツ少年団軟式野球競技運営協議会（以下本団体と称する）の事業運営の為に決するものとする。また本申し合わせ事項に規定の無い事項は、倉敷市スポーツ少年団の規約及び申し合わせ事項に順ずる。

1．　加入

原則として、倉敷地区学童軟式野球連盟の加入団で、倉敷市スポーツ少年団に登録された主な活動種目として軟式野球を登録した単位団は、本団体に加入できることとする。前記条件を満足しない場合は、加入団の承認を要する。

本団体に新たに加入しようとする場合、毎年６月末までに倉敷市スポーツ少年団に登録してから、１０月３１日までに本団体に加入申請を行う事とする。

2．　役員

本団体の役員として、以下の役員を設ける。その役職と任期は以下のとおりとする。

１	代表	１名	本団体の代表として、本団体の事業を総括する。
２	副代表	２名	代表を補佐し代表事故ある時は、その職務を代行する。
３	事務局長	１名	本団体の事務一般を総括する。また、倉敷市スポーツ少年団指導者協議会の常任委員に就任する。
４	事務局	２名	本団体の事務一般を行う。また、倉敷市スポーツ少年団指導者協議会の常任委員に就任する。
５	会　計	１名	本団体の会計全般を管理運営する。
６	会計監査	２名	本団体の会計を監査する。
７	本部員		各単位団１名　本団体の事業全般を行う。

任期は１年とする。会計、会計監査以外はその再任は妨げない。選任は、年度末の役員会で行う。事務局長、事務局、会計、会計監査は本部員の兼任が出来るものとし、加盟単位団で輪番とする。

3．　会計

本団体の事業を行なう為、各単位団より会費を徴収してその経費にあてる。その管理は会計があたり、会計監査が監査するものとする。

会費は必要により役員会によって決する。

4．　事業

本団体主催の事業として、倉敷市野球スポーツ少年団交流大会を行う。また、岡山県軟式野球スポーツ少年団交流大会倉敷市予選を実施する。また、その他必要において行事を行うものとする。

5．　会議

本団体の決定事項に関する事項は、役員会において、多数決で決する。

役員会は、前記の役員が出席するものとし、本部員については代理出席を認める。

役員会は、代表が必要により招集する。

6．　事業年度

本団体の事業年度は、毎年１月１日より１２月３１日までとする。

7．　本申し合わせ事項は、役員会によって逐次改正できるものとする。